

水産土木工事共通仕様書

新旧対照表

北海道水産林務部

水産土木工事共通仕様書(令和元年10月) 新旧対照表(令和2年4月1日以降入札の工事より適用)

掲載頁	(新)令和元年10月版改訂	(旧)令和元年10月版	摘要																																																																																																																																																																																																																																																					
I-第1編 共通編-20	<h2 style="text-align: center;">第1章 総 則</h2> <h3 style="text-align: center;">第1節 総 則</h3> <h4 style="text-align: center;">1-1-1-32 工事中の安全確保</h4> <p>1~9 略</p> <p>10. 受注者は、土木請負工事における安全・訓練等の実施について（建設大臣官房技術調査室長通達 平成4年3月19日）及び建設工事の安全対策に関する措置について（建設大臣官房技術調査室長通達 平成4年4月14日）を参考に、工事着手後、作業員全員の参加により月当り、半日以上時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。なお、施工計画書に当該工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、工事監督員に提出するとともに、その実施状況を記録した資料を整備・保管し、工事監督員の請求があった場合は直ちに提示する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 安全活動のビデオ視聴覚資料による教育 (2) 当該工事内容の周知徹底 (3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底 (4) 当該工事における災害対策訓練 (5) 当該工事現場で予想される事故対策 (6) その他、安全・訓練等として必要な事項 	<h2 style="text-align: center;">第1章 総 則</h2> <h3 style="text-align: center;">第1節 総 則</h3> <h4 style="text-align: center;">1-1-1-32 工事中の安全確保</h4> <p>1~9 略</p> <p>10. 受注者は、土木請負工事における安全・訓練等の実施について（建設大臣官房技術調査室長通達 平成4年3月19日）及び建設工事の安全対策に関する措置について（建設大臣官房技術調査室長通達 平成4年4月14日）を参考に、工事着手後、作業員全員の参加により月当り、半日以上時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。なお、施工計画書に当該工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、工事監督員に提出するとともに、その実施状況を記録した資料を整備・保管し、工事監督員の請求があった場合は直ちに提示する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 安全活動のビデオ視聴覚資料による教育 (2) 当該工事内容の周知徹底 (3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底 (4) 当該工事における災害対策訓練 (5) 当該工事現場で予想される事故対策 (6) その他、安全・訓練等として必要な事項 	北海道建設部土木 工事共通仕様書の 改定に伴う改定 （工事書類簡素化）																																																																																																																																																																																																																																																					
I-第1編 共通編-111	<h2 style="text-align: center;">第3節 コンクリート</h2> <h3 style="text-align: center;">1-5-3-1 一般事項</h3> <p style="text-align: center;">表5-1 コンクリートの標準配合条件</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>記号</th> <th>設計基準強度 N/mm²</th> <th>スランブ cm</th> <th>空気量 %</th> <th>最大水セメント比 %</th> <th>粗骨材 最大寸法 mm</th> <th>最少単位 セメント量 kg/m³</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>RC-7S(1)</td><td>24</td><td>12.0</td><td>4.5</td><td>50</td><td>40</td><td>280</td></tr> <tr><td>RC-7S(2)</td><td>30</td><td>12.0</td><td>5.5</td><td>50</td><td>40</td><td>300</td></tr> <tr><td>RC-8S(1)</td><td>24</td><td>12.0</td><td>4.5</td><td>50</td><td>20又は25</td><td>280</td></tr> <tr><td>RC-8S(2)</td><td>30</td><td>12.0</td><td>6.0</td><td>50</td><td>20又は25</td><td>330</td></tr> <tr><td>RC-9S</td><td>24</td><td>12.0</td><td>4.5</td><td>55</td><td>40</td><td>280</td></tr> <tr><td>RC-10S</td><td>21</td><td>12.0</td><td>4.5</td><td>50</td><td>20又は25</td><td>—</td></tr> <tr><td>RC-11</td><td>30</td><td>18.0</td><td>4.0</td><td>55</td><td>20又は25</td><td>350</td></tr> <tr><td>PC-1</td><td>30</td><td>12.0</td><td>5.0</td><td>50</td><td>20又は25</td><td>280</td></tr> <tr><td>PC-1P</td><td>30</td><td>12.0</td><td>5.0</td><td>50</td><td>20又は25</td><td>280</td></tr> <tr><td>PC-1S(b)(c)</td><td>30</td><td>12.0</td><td>6.0</td><td>45</td><td>20又は25</td><td>330</td></tr> <tr><td>PC-1PS(b)(c)</td><td>30</td><td>12.0</td><td>6.0</td><td>45</td><td>20又は25</td><td>330</td></tr> <tr><td>PC-2</td><td>40</td><td>12.0</td><td>5.0</td><td>50</td><td>20又は25</td><td>280</td></tr> <tr><td>PC-2P</td><td>40</td><td>12.0</td><td>5.0</td><td>50</td><td>20又は25</td><td>280</td></tr> <tr><td>PC-2S(b)(c)</td><td>40</td><td>12.0</td><td>6.0</td><td>45</td><td>20又は25</td><td>330</td></tr> <tr><td>PC-2PS(b)(c)</td><td>40</td><td>12.0</td><td>6.0</td><td>45</td><td>20又は25</td><td>330</td></tr> <tr><td>T-1P_{※2}</td><td>18</td><td>8.0程度又は15.0程度</td><td>4.5</td><td>60以下</td><td>40</td><td>270</td></tr> </tbody> </table> <p>〔注1〕記号 C：無筋コンクリート RC：鉄筋コンクリート PC：プレストレストコンクリート T：トンネルコンクリート TRC：トンネル鉄筋コンクリート P：ポンプ施工用コンクリート（最少単位セメント量270kg） S：海中、海上及び飛沫帯コンクリート (a)：海中 (b)：海上及び大気中 (c)：飛沫帯</p> <p>〔注2〕海上、飛沫帯には海上遡上の影響部も含むものとする。</p> <p>※1 井筒底版の水中コンクリート（C-9）の空気量は、完全に水中又は地下に没する場合は4.0%とする。 ※2 T-1Pについては、アーチ部はスランブ15cm、インバート部はスランブ8cmを標準とする。</p>	記号	設計基準強度 N/mm ²	スランブ cm	空気量 %	最大水セメント比 %	粗骨材 最大寸法 mm	最少単位 セメント量 kg/m ³	RC-7S(1)	24	12.0	4.5	50	40	280	RC-7S(2)	30	12.0	5.5	50	40	300	RC-8S(1)	24	12.0	4.5	50	20又は25	280	RC-8S(2)	30	12.0	6.0	50	20又は25	330	RC-9S	24	12.0	4.5	55	40	280	RC-10S	21	12.0	4.5	50	20又は25	—	RC-11	30	18.0	4.0	55	20又は25	350	PC-1	30	12.0	5.0	50	20又は25	280	PC-1P	30	12.0	5.0	50	20又は25	280	PC-1S(b)(c)	30	12.0	6.0	45	20又は25	330	PC-1PS(b)(c)	30	12.0	6.0	45	20又は25	330	PC-2	40	12.0	5.0	50	20又は25	280	PC-2P	40	12.0	5.0	50	20又は25	280	PC-2S(b)(c)	40	12.0	6.0	45	20又は25	330	PC-2PS(b)(c)	40	12.0	6.0	45	20又は25	330	T-1P _{※2}	18	8.0程度又は15.0程度	4.5	60以下	40	270	<h2 style="text-align: center;">第3節 コンクリート</h2> <h3 style="text-align: center;">1-5-3-1 一般事項</h3> <p style="text-align: center;">表5-1 コンクリートの標準配合条件</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>記号</th> <th>設計基準強度 N/mm²</th> <th>スランブ cm</th> <th>空気量 %</th> <th>最大水セメント比 %</th> <th>粗骨材 最大寸法 mm</th> <th>最少単位 セメント量 kg/m³</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>RC-7S(1)</td><td>24</td><td>12.0</td><td>4.5</td><td>50</td><td>40</td><td>280</td></tr> <tr><td>RC-7S(2)</td><td>30</td><td>12.0</td><td>5.5</td><td>50</td><td>40</td><td>300</td></tr> <tr><td>RC-8S(1)</td><td>24</td><td>12.0</td><td>4.5</td><td>50</td><td>20又は25</td><td>280</td></tr> <tr><td>RC-8S(2)</td><td>30</td><td>12.0</td><td>6.0</td><td>50</td><td>20又は25</td><td>330</td></tr> <tr><td>RC-9S</td><td>24</td><td>12.0</td><td>4.5</td><td>55</td><td>40</td><td>280</td></tr> <tr><td>RC-10S</td><td>21</td><td>12.0</td><td>4.5</td><td>50</td><td>20又は25</td><td>—</td></tr> <tr><td>RC-11</td><td>30</td><td>18.0</td><td>4.0</td><td>55</td><td>20又は25</td><td>350</td></tr> <tr><td>PC-1</td><td>30</td><td>12.0</td><td>5.0</td><td>50</td><td>20又は25</td><td>280</td></tr> <tr><td>PC-1P</td><td>30</td><td>12.0</td><td>5.0</td><td>50</td><td>20又は25</td><td>280</td></tr> <tr><td>PC-1S(b)(c)</td><td>30</td><td>12.0</td><td>6.0</td><td>45</td><td>20又は25</td><td>330</td></tr> <tr><td>PC-1PS(b)(c)</td><td>30</td><td>12.0</td><td>6.0</td><td>45</td><td>20又は25</td><td>330</td></tr> <tr><td>PC-2</td><td>40</td><td>12.0</td><td>5.0</td><td>50</td><td>20又は25</td><td>280</td></tr> <tr><td>PC-2P</td><td>40</td><td>12.0</td><td>5.0</td><td>50</td><td>20又は25</td><td>280</td></tr> <tr><td>PC-2S(b)(c)</td><td>40</td><td>12.0</td><td>6.0</td><td>45</td><td>20又は25</td><td>330</td></tr> <tr><td>PC-2PS(b)(c)</td><td>40</td><td>12.0</td><td>6.0</td><td>45</td><td>20又は25</td><td>330</td></tr> <tr><td>T-1P_{※2}</td><td>18</td><td>8.0又は15.0</td><td>4.5</td><td>60</td><td>40</td><td>270</td></tr> <tr><td>TRC-1_{※3}</td><td>24</td><td>8.0又は15.0</td><td>4.5</td><td>60</td><td>40</td><td>280</td></tr> </tbody> </table> <p>〔注1〕記号 C：無筋コンクリート RC：鉄筋コンクリート PC：プレストレストコンクリート T：トンネルコンクリート TRC：トンネル鉄筋コンクリート P：ポンプ施工用コンクリート（最少単位セメント量270kg） S：海中、海上及び飛沫帯コンクリート (a)：海中 (b)：海上及び大気中 (c)：飛沫帯</p> <p>〔注2〕海上、飛沫帯には海上遡上の影響部も含むものとする。</p> <p>※1 井筒底版の水中コンクリート（C-9）の空気量は、完全に水中又は地下に没する場合は4.0%とする。 ※2 T-1Pについては、アーチ部はスランブ15cm、インバート部はスランブ8cmを標準とする。 ※3 TRC-1については、坑口部や巻出部のアーチ部で、一般型枠を使用の場合はスランブ8cm、スライディングセントル等を使用の場合はスランブ15cmを標準とする。</p>	記号	設計基準強度 N/mm ²	スランブ cm	空気量 %	最大水セメント比 %	粗骨材 最大寸法 mm	最少単位 セメント量 kg/m ³	RC-7S(1)	24	12.0	4.5	50	40	280	RC-7S(2)	30	12.0	5.5	50	40	300	RC-8S(1)	24	12.0	4.5	50	20又は25	280	RC-8S(2)	30	12.0	6.0	50	20又は25	330	RC-9S	24	12.0	4.5	55	40	280	RC-10S	21	12.0	4.5	50	20又は25	—	RC-11	30	18.0	4.0	55	20又は25	350	PC-1	30	12.0	5.0	50	20又は25	280	PC-1P	30	12.0	5.0	50	20又は25	280	PC-1S(b)(c)	30	12.0	6.0	45	20又は25	330	PC-1PS(b)(c)	30	12.0	6.0	45	20又は25	330	PC-2	40	12.0	5.0	50	20又は25	280	PC-2P	40	12.0	5.0	50	20又は25	280	PC-2S(b)(c)	40	12.0	6.0	45	20又は25	330	PC-2PS(b)(c)	40	12.0	6.0	45	20又は25	330	T-1P _{※2}	18	8.0又は15.0	4.5	60	40	270	TRC-1 _{※3}	24	8.0又は15.0	4.5	60	40	280	北海道建設部土木 工事共通仕様書の 改定に伴う改定 （仕様条件の変更）
記号	設計基準強度 N/mm ²	スランブ cm	空気量 %	最大水セメント比 %	粗骨材 最大寸法 mm	最少単位 セメント量 kg/m ³																																																																																																																																																																																																																																																		
RC-7S(1)	24	12.0	4.5	50	40	280																																																																																																																																																																																																																																																		
RC-7S(2)	30	12.0	5.5	50	40	300																																																																																																																																																																																																																																																		
RC-8S(1)	24	12.0	4.5	50	20又は25	280																																																																																																																																																																																																																																																		
RC-8S(2)	30	12.0	6.0	50	20又は25	330																																																																																																																																																																																																																																																		
RC-9S	24	12.0	4.5	55	40	280																																																																																																																																																																																																																																																		
RC-10S	21	12.0	4.5	50	20又は25	—																																																																																																																																																																																																																																																		
RC-11	30	18.0	4.0	55	20又は25	350																																																																																																																																																																																																																																																		
PC-1	30	12.0	5.0	50	20又は25	280																																																																																																																																																																																																																																																		
PC-1P	30	12.0	5.0	50	20又は25	280																																																																																																																																																																																																																																																		
PC-1S(b)(c)	30	12.0	6.0	45	20又は25	330																																																																																																																																																																																																																																																		
PC-1PS(b)(c)	30	12.0	6.0	45	20又は25	330																																																																																																																																																																																																																																																		
PC-2	40	12.0	5.0	50	20又は25	280																																																																																																																																																																																																																																																		
PC-2P	40	12.0	5.0	50	20又は25	280																																																																																																																																																																																																																																																		
PC-2S(b)(c)	40	12.0	6.0	45	20又は25	330																																																																																																																																																																																																																																																		
PC-2PS(b)(c)	40	12.0	6.0	45	20又は25	330																																																																																																																																																																																																																																																		
T-1P _{※2}	18	8.0程度又は15.0程度	4.5	60以下	40	270																																																																																																																																																																																																																																																		
記号	設計基準強度 N/mm ²	スランブ cm	空気量 %	最大水セメント比 %	粗骨材 最大寸法 mm	最少単位 セメント量 kg/m ³																																																																																																																																																																																																																																																		
RC-7S(1)	24	12.0	4.5	50	40	280																																																																																																																																																																																																																																																		
RC-7S(2)	30	12.0	5.5	50	40	300																																																																																																																																																																																																																																																		
RC-8S(1)	24	12.0	4.5	50	20又は25	280																																																																																																																																																																																																																																																		
RC-8S(2)	30	12.0	6.0	50	20又は25	330																																																																																																																																																																																																																																																		
RC-9S	24	12.0	4.5	55	40	280																																																																																																																																																																																																																																																		
RC-10S	21	12.0	4.5	50	20又は25	—																																																																																																																																																																																																																																																		
RC-11	30	18.0	4.0	55	20又は25	350																																																																																																																																																																																																																																																		
PC-1	30	12.0	5.0	50	20又は25	280																																																																																																																																																																																																																																																		
PC-1P	30	12.0	5.0	50	20又は25	280																																																																																																																																																																																																																																																		
PC-1S(b)(c)	30	12.0	6.0	45	20又は25	330																																																																																																																																																																																																																																																		
PC-1PS(b)(c)	30	12.0	6.0	45	20又は25	330																																																																																																																																																																																																																																																		
PC-2	40	12.0	5.0	50	20又は25	280																																																																																																																																																																																																																																																		
PC-2P	40	12.0	5.0	50	20又は25	280																																																																																																																																																																																																																																																		
PC-2S(b)(c)	40	12.0	6.0	45	20又は25	330																																																																																																																																																																																																																																																		
PC-2PS(b)(c)	40	12.0	6.0	45	20又は25	330																																																																																																																																																																																																																																																		
T-1P _{※2}	18	8.0又は15.0	4.5	60	40	270																																																																																																																																																																																																																																																		
TRC-1 _{※3}	24	8.0又は15.0	4.5	60	40	280																																																																																																																																																																																																																																																		

水産土木工事共通仕様書(令和元年10月) 新旧対照表(令和2年4月1日以降入札の工事より適用)

掲載頁	(新)令和元年10月改訂	(旧)令和元年10月版	摘要
II-施管-36	<p>4 写真管理基準</p> <p>4-1-3 工事写真の撮影基準</p> <p>1 略</p> <p>2 撮影方法 写真撮影にあたっては、次の項目のうち必要事項を記載した小黒板を被写体とともに写し込むものとする。また、施工状況写真など状況写真には、使用機械器具等を写し込むものとする。</p> <p>(1) 工事名 (2) 工種等 (3) 撮影月日 (4) 測点(位置) (5) 設計寸法 (6) 実測寸法 (7) 略図</p> <p>なお、小黒板の判読が困難となる場合は、「デジタル写真管理情報基準 平成28年 3月 国土交通省」に規定する写真情報(写真管理項目-施工管理値)に必要事項を記入し整理する。 また、特殊な場合で工事監督員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影および提出すること。</p>	<p>4 写真管理基準</p> <p>4-1-3 工事写真の撮影基準</p> <p>1 略</p> <p>2 撮影方法 写真撮影にあたっては、次の項目のうち必要事項を記載した小黒板を被写体とともに写し込むものとする。また、施工状況写真など状況写真には、使用機械器具等を写し込むものとする。</p> <p>(1) 工事名 (2) 工種等 (3) 撮影月日 (4) 測点(位置) (5) 設計寸法 (6) 実測寸法 (7) 略図 (8) 立会監督員名(立ち会った場合のみ)</p> <p>なお、小黒板の判読が困難となる場合は、「デジタル写真管理情報基準 平成28年 3月 国土交通省」に規定する写真情報(写真管理項目-施工管理値)に必要事項を記入し整理する。 また、特殊な場合で工事監督員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影および提出すること。</p>	<p>北海道建設部土木工事共通仕様書の改定に伴う改定(工事書類簡素化)</p>
II-施管-37	<p>4-1-4 写真の省略</p> <p>工事写真は次の場合に省略するものとする。</p> <p>1 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。</p> <p>2 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。</p> <p>3 <u>工事監督員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略する。臨場時の状況写真についても不要とする。</u></p>	<p>4-1-4 写真の省略</p> <p>工事写真は次の場合に省略するものとする。</p> <p>1 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。</p> <p>2 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。</p>	<p>北海道建設部土木工事共通仕様書の改定に伴う改定(工事書類簡素化)</p>
II-施管-38	<p>4-1-8 整理提出</p> <p>1. 撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した全ての写真原本を電子媒体に格納し、工事監督員に提出するものとする。<u>なお、「提出頻度」記載事項は、デジタルカメラを使用した場合に該当しないものとする。</u></p> <p>2. 写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法(各種仕様)は「デジタル写真管理情報基準」に基づくものとする。</p> <p>なお、電子媒体で提出しない場合は、「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」による。</p>	<p>4-1-8 整理提出</p> <p>1. 撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した全ての写真原本を電子媒体に格納し、工事監督員に提出するものとする。</p> <p>2. 写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法(各種仕様)は「デジタル写真管理情報基準」に基づくものとする。</p> <p>なお、電子媒体で提出しない場合は、「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」による。</p>	<p>北海道建設部土木工事共通仕様書の改定に伴う改定(表現の明確化)</p>

3. 受注者は、使用人等に適時、安全対策、環境対策、衛生管理、地域住民に対する応対等の指導及び教育を行うとともに、工事が適正に遂行されるように管理及び監督しなければならない。

1-1-1-32 工事中の安全確保

1. 受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通省大臣官房技術審議官通達、平成29年3月）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月）、港湾工事安全施工指針（（社）日本埋立浚渫協会）、潜水作業安全施工指針（（社）日本潜水協会）、作業船団安全運行指針（（社）日本海上起重技術協会）及びJIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針等は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。
2. 受注者は、工事施工中、工事監督員の承諾及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、又は公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。
3. 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通大臣官房技術調査課、令和元年）を参考にして災害の防止を図らなければならない。
4. 土木工事に使用する建設機械の選定、使用等については、設計図書により建設機械が指定されている場合には、受注者は、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、受注者は、より条件に合った機械がある場合には、工事監督員の承諾を得て、それを使用することができる。
5. 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。
6. 受注者は、豪雨、出水、土石流その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため、防災体制を確立しておかなくてはならない。
7. 受注者は、工事現場における事故防止のため、工事関係者以外の者の立入りを禁止する場合は板囲、柵、ロープ等により囲うとともに、立入り禁止の標示をしなければならない。
8. 受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保しなければならない。
9. 受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員 宿舎、休憩所又は作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする。
10. 受注者は、土木請負工事における安全・訓練等の実施について（建設大臣官房技術調査室長通達 平成4年3月19日）及び建設工事の安全対策に関する措置について（建設大臣官房技術調査室長通達 平成4年4月14日）を参考にして、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。なお、施工計画書に当該工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、工事監督員に提出するとともに、その実施状況を記録した資料を整備・保管し、工事監督員の請求があった場合

は直ちに提示する。

- (1) 安全活動のビデオ視聴覚資料による教育
 - (2) 当該工事内容の周知徹底
 - (3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
 - (4) 当該工事における災害対策訓練
 - (5) 当該工事現場で予想される事故対策
 - (6) その他、安全・訓練等として必要な事項
11. 受注者は、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、海岸管理者、漁港管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関、並びにライフライン等の施設管理者と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。
また、関係者及び関係機関より通知等があった場合は、工事監督員へ報告するものとする。
 12. 受注者は、工事現場が隣接し又は同一場所において別途工事がある場合は、受注者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。
 13. 受注者は、工事中における安全の確保を全てに優先させ、労働安全衛生法（平成30年7月改定法律第78号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。
 14. 受注者は、施工計画の立案に当たっては、既往の気象記録及び洪水記録並びに地形等現地の状況を勘案し、防災対策を考慮の上施工方法及び施工時期を決定しなければならない。特に融雪、台風等の出水期の施工に当たっては、工法、工程について十分に配慮しなければならない。
 15. 災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保を全てに優先させるものとする。
 16. 受注者は、工事施工箇所に地下埋設物件等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し工事監督員に報告しなければならない。
 17. 受注者は、施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、工事監督員に報告し、その処置については占有者全体の現地確認を求め、管理者を明確にしなければならない。
 18. 受注者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに工事監督員に報告するとともに関係機関に連絡し応急措置をとり、補修しなければならない。
 19. 受注者は、工事に当たっては、工事標識等を設置するものとし、その設置基準については、北海道水産林務部水産土木工事共通仕様書Ⅲ 付表の 1. 道路工事に伴う道路標識の設置基準等 及び 2. 河川工事等に伴う工事標識の設置基準 を参考にするものとする。

1-1-1-33 爆発及び火災の防止

1. 受注者は、爆発物等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合には関係法令を遵守

記号	設計基準強度 N/mm ²	スランプ cm	空気量 %	最大水セメント比 %	粗骨材最大寸法 mm	最少単位セメント量 kg/m ³
RC-7S(1)	24	12.0	4.5	50	40	280
RC-7S(2)	30	12.0	5.5	50	40	300
RC-8S(1)	24	12.0	4.5	50	20又は25	280
RC-8S(2)	30	12.0	6.0	50	20又は25	330
RC-9S	24	12.0	4.5	55	40	280
RC-10S	21	12.0	4.5	50	20又は25	—
RC-11	30	18.0	4.0	55	20又は25	350
PC-1	30	12.0	5.0	50	20又は25	280
PC-1P	30	12.0	5.0	50	20又は25	280
PC-1S(b)(c)	30	12.0	6.0	45	20又は25	330
PC-1PS(b)(c)	30	12.0	6.0	45	20又は25	330
PC-2	40	12.0	5.0	50	20又は25	280
PC-2P	40	12.0	5.0	50	20又は25	280
PC-2S(b)(c)	40	12.0	6.0	45	20又は25	330
PC-2PS(b)(c)	40	12.0	6.0	45	20又は25	330
T-1P※2	18	8.0程度又は 15.0程度	4.5	60以下	40	270

[注1] 記号

C：無筋コンクリート

RC：鉄筋コンクリート

PC：プレストレストコンクリート

T：トンネルコンクリート

TRC：トンネル鉄筋コンクリート

P：ポンプ施工用コンクリート（最少単位セメント量270kg）

S：海中、海上及び飛沫帯コンクリート

(a)：海中 (b)：海上及び大気中 (c)：飛沫帯

[注2] 海上、飛沫帯には海上遡上の影響部も含むものとする。

※1 井筒底版の水中コンクリート（C-9）の空気量は、完全に水中又は地下に没する場合は4.0%とする。

※2 T-1Pについては、アーチ部はスランプ15cm、インバート部はスランプ8cmを標準とする。

4 写真管理基準

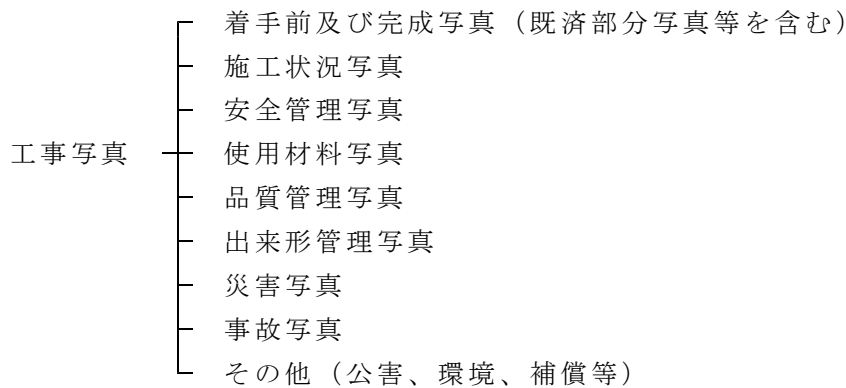
4-1-1 適用範囲

この写真管理基準は、施工管理一般 1-8 に定める工事写真による管理（デジタルカメラを使用した撮影～提出）に適用する。

なお、フィルムカメラを使用した撮影～提出とする場合は、別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」による。

4-1-2 工事写真の分類

工事写真は次のように分類する。



- 注） 1 施工状況、安全管理写真は、施工計画のと通りの施工がなされていることを確認する。
2 使用材料写真は、指定した規格の材料が使用されていることを確認する。
3 品質管理、出来形管理写真は、各々の管理基準を満足されていることを確認する。
4 災害写真は、手戻り、事故の内容を説明する。

4-1-3 工事写真の撮影基準

工事写真の撮影は以下の要領で行う。

1 撮影頻度

工事写真は撮影箇所一覧表に示す「撮影頻度」に基づき撮影するものとする。

なお、同一覧表に掲載のない事項については、北海道建設部制定「土木工事共通仕様書 9 写真管理基準」にある撮影箇所一覧表を準用することができる。

2 撮影方法

写真撮影にあたっては、次の項目のうち必要事項を記載した小黒板を被写体とともに写し込むものとする。また、施工状況写真など状況写真には、使用機械器具等を写し込むものとする。

- (1) 工事名
- (2) 工種等
- (3) 撮影月日
- (4) 測点（位置）
- (5) 設計寸法

- (6) 実測寸法
- (7) 略図

なお、小黒板の判読が困難となる場合は、「デジタル写真管理情報基準 平成28年 3月国土交通省」に規定する写真情報（写真管理項目一施工管理値）に必要事項を記入し整理する。

また、特殊な場合で工事監督員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影および提出すること。

4-1-4 写真の省略

工事写真は次の場合に省略するものとする。

- 1 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。
- 2 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。
- 3 工事監督員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略する。臨場時の状況写真についても不要とする。

4-1-5 写真の編集等

写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。

4-1-6 写真の仕様

写真の色彩やサイズはいかのとおりとする。

- (1) 写真はカラーとする。
- (2) 有効画素数は小黒板の文字が判読できることを指標とする。縦横比は3:4程度とする。(100万画素程度~300万画素程度=1,200×900程度~2,000×1,500程度)

4-1-7 撮影の留意事項

別紙撮影箇所一覧表の適用について、次の事項を留意するものとする。

1. 撮影項目、撮影頻度等が工事内容に合致しない場合は、工事監督員と協議のうえ、追加又は削減するものとする。
2. 施工状況等の写真については、ビデオカメラ等の活用ができるものとする。
3. 不可視となる出来形部分については、出来形寸法（上墨寸法含む）が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。
4. 撮影箇所が判りにくい場合には、写真と同時に見取り図（撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など）を参考図として作成する。
5. 撮影箇所一覧表に記載のない工種については、工事監督員と写真管理項目を協議の上、取扱を定めるものとする。

4-1-8 整理提出

1. 撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した全ての写真原本を電子媒体に格納し、工事監督員に提出するものとする。なお、「提出頻度」記載事項は、デジタルカメラを使用した場合に該当しないものとする。
2. 写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法（各種仕様）は「デジタル写真管理情報基準」に基づくものとする。
なお、電子媒体で提出しない場合は、「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準（案）」による。

4-1-9 用語の定義

1. 「代表箇所」とは、当該工種の代表箇所でその仕様が確認できる箇所をいう。
2. 「適宜」とは、設計図書の仕様が写真による確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。
3. 整理条件の「不要」とは、デジタル写真管理情報基準の写真管理項目にある「提出頻度写真」に該当しないことをいうが、前条第1項のとおり、電子媒体に格納し提出するものとする。